

第56期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年9月24日（水曜日）
午前10時

開催
場所

東京都立川市曙町2丁目14番16号
ホテルエミシア東京立川
4階 カルロ

目次

■ 第56期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
■ 事業報告	13
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	49
■ 監査報告書	58

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等または郵送により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。
行使方法の詳細は3頁～4頁をご覧ください。

インターネット等または郵送による議決権行使期限
2025年9月22日（月曜日）
午後6時到着分まで

【株主総会資料の交付書面に関するお知らせ】

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便が無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

証券コード4657
2025年9月5日
(電子提供措置の開始日 2025年9月1日)

株 主 各 位

東京都八王子市散田町三丁目7番23号

株式会社環境管理センター

代表取締役社長 水 落 憲 吾

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第56期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kankyo-kanri.co.jp/>



上記ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」の順にご選択のうえご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスいただき、当社名または証券コード(4657)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順にご選択のうえご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」に従って2025年9月22日(月曜日)午後6時までにご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都立川市曙町2丁目14番16号
ホテルエミシア東京立川 4階 カルロ
(詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第56期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 当日代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合は代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



**当日ご出席による
議決権行使**

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

**2025年9月24日（水曜日）
午前10時**

※当日ご出席の場合は、書面または
インターネットによる議決権行使
のお手続きはいずれも不要です。



**書面による
議決権行使**

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、行使期限
までに到着するようご返送ください。

行使期限

**2025年9月22日（月曜日）
午後6時**



**インターネットによる
議決権行使**

次頁の案内に従って、議案に対する
賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年9月22日（月曜日）
午後6時**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書
株式会社環境管理センター 御中

議決権行使個数 個

議決権行使個数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

切取線

見本

株式会社環境管理センター

- 各議案の賛否をご表示ください。
- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

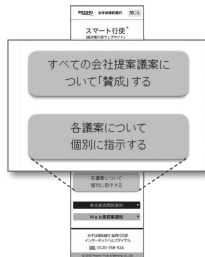
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

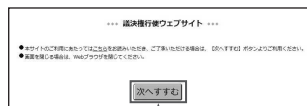
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

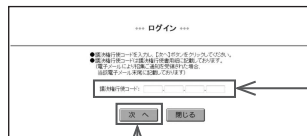
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

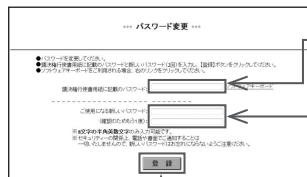
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図り、株主の皆様に対して適正な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としております。各事業年度における株主の皆様への配当は、業績の進展状況に応じて配当政策を決定し、株主の皆様からのご期待に沿うよう努める考えです。

第56期の期末配当につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、1株につき8円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、38,308,712円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役（4名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	みず おち けん ご 水 落 憲 吾 (1967年5月3日) 	1997年1月 当社入社 2003年6月 取締役 2005年4月 取締役 執行役員 営業推進室長 2008年4月 専務取締役 専務執行役員 東京支社長 2010年4月 取締役 専務執行役員 営業本部長兼東京支社長 2011年4月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) なし	575,120株
【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に営業畑を歩み、豊富な経験・人脈を保持しております。2011年4月に代表取締役社長就任以降は、経営と従業員の距離感を縮めるとともに、サービス業としてのマインドの浸透に尽力してきております。当社の経営理念・環境理念を具現化し、更なる社業の発展に資することを期待し、取締役として選任するものであります。			
2	し みず しげ お 清 水 重 雄 (1965年6月19日) 	1989年3月 当社入社 2011年4月 執行役員 首都圏支社長 2013年4月 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼首都圏支社長 2013年6月 取締役 執行役員 プロジェクト事業本部長 兼首都圏支社長 2015年9月 常務取締役 2017年7月 代表取締役専務 経営企画室長 2022年4月 株式会社サンエイテクニクス 代表取締役 会長（現任） 2022年7月 代表取締役専務 役員室長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社サンエイテクニクス 代表取締役会長	73,986株
【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に営業畑を歩み、豊富な経験・人脈を保持しております。代表取締役専務を担務し、第56期の経営計画策定のとりまとめを行っております。当社の事業計画を着実に実行し、事業基盤を強化・発展させることに資することを期待し、取締役として選任するものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	はましまなおと 浜島直人 (1969年10月18日) 	1994年 4 月 当社入社 2015年 9 月 執行役員 管理部長 兼経営企画室長 2017年 9 月 取締役 執行役員 管理部長 2018年 5 月 株式会社土壌環境リサーチャーズ 監査役（現任） 2018年 8 月 KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.会長（現任） 2019年 7 月 取締役 執行役員 管理本部長 兼 管理部長 兼 国際企画部長 兼 システム統括室長 2021年 9 月 取締役（法務・財務管掌） 兼 システム統括室長 2024年 9 月 取締役（管理管掌）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社土壌環境リサーチャーズ 監査役 KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD. 会長	40,417株
【取締役候補者とした理由】 当社入社後、主に経営企画畑を歩み、年次計画の策定、各種制度設計をはじめ、採用・広報・IRなど、本社業務を幅広く経験しております。管理部門を主管し、担当役員として、当社の経営基盤の強化に資することを期待し、取締役として選任するものであります。 （注）浜島直人氏の戸籍上の氏名は濱島直人であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	ほり こういちろう 堀 宏一郎 (1973年2月12日) 	1996年4月 当社入社 2014年4月 環境測定事業本部 北関東支社長 2015年7月 環境測定事業本部 東関東支社長 2017年7月 執行役員 営業本部 営業3部長 2021年7月 上席執行役員 営業本部長 2024年9月 取締役（営業管掌） 2025年7月 取締役（営業・技術管掌）（現任） (重要な兼職の状況) なし	20,050株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社後、支社長を歴任したのち営業本部長に就き、新事業開発及び海外事業を担当し、当社業務を幅広く経験しております。営業部門、技術部門を主管し、担当役員として、当社の経営基盤の強化に資することを期待し、取締役として選任するものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」には、2025年6月30日現在の所有株式数を記載しており、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
※ 1	さい とう とおる 齊 藤 徹 (1963年10月3日) 	1990年 7 月 当社入社 2015年 7 月 執行役員 環境測定事業本部 副本部長 兼 東京支社長 2015年10月 執行役員 環境測定事業本部長 兼 東京支社長 2016年 7 月 執行役員 営業本部長 2019年 9 月 取締役監査等委員 2021年 9 月 取締役 執行役員 管理本部長 2024年 9 月 執行役員 管理本部長 2025年 7 月 監査等委員会事務局 顧問（現任） (重要な兼職の状況) なし	33,794株
【取締役候補者とした理由】 技術・営業・管理部門の本部長を歴任し、当社業務に精通しております。当社の事業における豊富な経験と監査の経験を活かし、当社の経営基盤の強化に資することを期待し、監査等委員である取締役として選任するものであります。 （注）齊藤徹氏の戸籍上の氏名は齋藤徹であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	あん どう けんいちろう 安 藤 謙一郎 (1972年12月11日) 	1994年 4 月 安藤物産株式会社 入社 1998年 8 月 同社常務取締役 2002年 4 月 同社取締役副社長 2015年 2 月 同社代表取締役社長 2015年 5 月 株式会社トーヨーアサノ 監査役 2017年 5 月 同社取締役監査等委員 2019年 2 月 株式会社ANDO Business Partners 代表 取締役社長（現任） 2019年 5 月 株式会社エイト 執行役員 2021年 9 月 当社取締役監査等委員（現任） (重要な兼職の状況) なし	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 長年にわたり事業会社の取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただき、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任するものであります。			
※3	なか のりひと 中 紀人 (1961年9月11日) 	1991年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会所属） 1998年 4 月 金子・中法律事務所開設 （現:金子・中・森本法律事務所） 2010年 9 月 株式会社ノア 社外監査役 2012年 1 月 NPHホールディングス株式会社 社外監査役（現任） 2022年 6 月 イースタン・カーライナー株式会社 社外監査役（現任） 2023年 1 月 弁護士法人金子・中・森本法律事務所 代表弁護士（現任） 2023年 6 月 グンゼ株式会社 社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) なし	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 過去に直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を中心に豊富な経験と専門性を有しており、上場会社での社外監査役としての豊富な経験もあることから、当社の経営全般に助言・提言をいただくことで、リスクマネジメントやコンプライアンスをはじめとしたコーポレート・ガバナンス体制強化に資することを期待し、監査等委員である社外取締役として選任するものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありませんが、中紀人氏が代表弁護士を務める弁護士法人金子・中・森本法律事務所と法律顧問契約を締結しております。
3. 安藤謙一郎氏、中紀人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 安藤謙一郎氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であり、監査等委員である取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、安藤謙一郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、中紀人氏につきましても、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
6. 当社と安藤謙一郎氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。安藤謙一郎氏の選任が承認された場合、当社は安藤謙一郎氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、斉藤徹氏及び中紀人氏の選任が承認された場合も上記責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役に法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株数
八 百 屋 伴 声 (1962年3月22日)	1995年4月 弁護士登録（現在） 2007年4月 第二東京弁護士会副会長	一株

【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

過去に直接、企業経営に関与された経験がありませんが、監査等委員である取締役に就任した場合に、長年の弁護士として培われた法律知識を活かしていただき、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任するものであります。

- (注) 1. 候補者と当社間で法律顧問契約を締結しております。
2. 八百屋伴声氏は、社外取締役候補者であります。
3. 八百屋伴声氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結する予定であります。
4. 八百屋伴声氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が就任した場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

総会後の取締役のスキルマトリックス（予定）

氏名	当社における地位	企業経営	業界・事業の理解	営業・マーケティング	財務会計	法務・リスクマネジメント	内部統制・ガバナンス	人事・労務・人財開発	広報・IR	E S G	グローバル
水落 憲吾	代表取締役社長	○	○	○					○	○	
清水 重雄	代表取締役専務	○	○	○					○	○	
浜島 直人	取締役	○	○		○	○	○	○	○	○	○
堀 宏一郎	取締役	○	○	○						○	○
斉藤 徹	取締役 (監査等委員)	○	○	○	○		○	○	○	○	
安藤 謙一郎	社外取締役 (監査等委員)	○		○			○	○	○	○	
中 紀人	社外取締役 (監査等委員)					○	○			○	

(注) 1.上記「当社における地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されるものとなります。
2.チェックされている項目は、各取締役の全ての知識や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の国内経済を概観すると、景気は緩やかに回復していますが、米国の通商政策等による不透明感がみられます。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっています。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども景気を下押しするリスクとなっています。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があります。

当社グループは、2025年6月期からの3か年を対象とする第2次中期経営計画を策定し、重点施策として掲げた①人的資本価値向上、②新規事業の推進とDX戦略、③成長分野の拡大、④基盤分野の最適化、⑤社会貢献を実行していくことで、持続的な事業の成長と企業価値の向上を実現し、一人でも多くの人から「ありがとう」をいただけるように、あらゆる課題の解決に取り組んでまいります。

当連結会計年度は、前連結会計年度までに受注した大型の設備工事や政策コンサル案件が売上に転嫁できたことにより売上高が増加しました。受注高は54億36百万円（前期比19.9%減）でありました。官公庁からの受注高は12億円（同22.6%減）、民間顧客からの受注高は42億36百万円（同19.1%減）になりました。受注高に占める官公庁の割合は22.1%であります。通期の売上高は60億99百万円（同9.0%増）でありました。官公庁への売上高は12億15百万円（同9.2%減）、民間顧客への売上高は48億83百万円（同14.8%増）になりました。この結果、翌連結会計年度以降に繰り越す受注残高は26億77百万円（同19.8%減）になりました。

損益面については、売上原価は47億62百万円（同6億29百万円増、同15.2%増）、販売費及び一般管理費は12億27百万円（同95百万円増、同8.4%増）になりました。価格交渉により不採算案件を削減してきましたが、例年、生産の稼働率が低下する第4四半期の収益を改善するまでに至らなかった結果、営業利益1億9百万円（同2億19百万円減、同66.7%減）、経常利益94百万円（同2億31百万円減、同71.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7百万円（同2億10百万円減、同96.4%減）になりました。

事業別の概況は次のとおりです。

(単位：百万円)

分野	期別	第55期(前連結会計年度) [2023年7月1日～2024年6月30日]			第56期(当連結会計年度) [2024年7月1日～2025年6月30日]		
		受 注	売 上	受 注 残	受 注	売 上	受 注 残
政策コンサル		913	765	351	618	646	323
アスベスト		471	430	194	338	305	227
受託試験		241	239	44	229	210	63
工事		2,097	890	1,307	875	1,860	322
アセスメント		732	697	908	981	833	1,056
農業		83	69	54	104	103	55
放射能		31	288	21	45	43	23
土壌・地下水		919	892	89	869	815	143
廃棄物		331	337	117	329	307	139
作業環境		228	229	33	269	265	37
施設事業場		458	477	95	533	470	158
環境監視		224	225	120	223	219	125
出向・派遣		50	50	—	16	16	—
その他		—	—	—	—	—	—
合計		6,785	5,594	3,339	5,436	6,099	2,677
官公庁		1,551	1,338	650	1,200	1,215	635
民間		5,233	4,255	2,689	4,236	4,883	2,042

【政策コンサル】事業は、国の環境政策に関わるコンサルティングを行います。当連結会計年度の受注高は6億18百万円（前期比2億94百万円減）、売上高6億46百万円（同1億19百万円減）、受注残高3億23百万円（同28百万円減）になりました。

【アスベスト】事業は、建材のアスベストの含有量分析等を行います。当連結会計年度の受注高は3億38百万円（前期比1億33百万円減）、売上高3億5百万円（同1億24百万円減）、受注残高2億27百万円（同33百万円増）になりました。

【受託試験】事業は、オーダーメイドの試験設計やコンサルティングを行い、特に臭気分野の試験を通じて製品の性能評価や開発支援を行います。当連結会計年度の受注高は2億29百万円（前期比12百万円減）、売上高2億10百万円（同29百万円減）、受注残高63百万円（同19百万円増）になりました。

【工事】事業は、土壌汚染対策、アスベスト除去工事及び給排水・空調設備工事を行います。当連結会計年度の受注高は8億75百万円（前期比12億21百万円減）、売上高18億60百万円（同9億69百万円増）、受注残高3億22百万円（同9億84百万円減）になりました。

【アセスメント】事業は、環境影響評価、自然環境調査など主として民間事業者が開発行為に関連して行う環境保全への取り組みに関する業務です。当連結会計年度の受注高は9億81百万円（前期比2億48百万円増）、売上高は8億33百万円（同1億36百万円増）、受注残高10億56百万円（同1億47百万円増）になりました。

【農業】事業は、将来の食料自給率や生産性向上への貢献をめざし、農業分野での課題解決に向けた栽培試験・線虫試験等の農業関連試験を行います。当連結会計年度の受注高は1億4百万円（前期比20百万円増）、売上高1億3百万円（同34百万円増）、受注残高55百万円（同1百万円増）になりました。

【放射能】事業は、放射能の測定分析から廃炉に至るまで将来を見据えたコンサルティングを行う業務です。受注高は45百万円（前期比14百万円増）、売上高は43百万円（同2億44百万円減）、受注残高23百万円（同1百万円増）であります。

【土壌・地下水】事業は、民間企業の工場跡地等の売買に伴う汚染状況の把握調査を主としています。当連結会計年度の受注高は8億69百万円（前期比49百万円減）、売上高8億15百万円（同76百万円減）、受注残高1億43百万円（同54百万円増）になりました。

【廃棄物】事業は、主として公営のごみ焼却施設・中間処理施設・最終処分場等の廃棄物関連の調査業務、ダイオキシン・ＰＣＢ類の分析を主としています。当連結会計年度の受注高は３億２９百万円（前期比２百万円減）、売上高３億７百万円（同２９百万円減）、受注残高１億３９百万円（同２１百万円増）になりました。

【作業環境】事業は、官公庁並びに民間企業の各施設・事業場内の作業環境測定を行う業務です。当連結会計年度の受注高は２億６９百万円（前期比４１百万円増）、売上高２億６５百万円（同３６百万円増）、受注残高３７百万円（同３百万円増）になりました。

【施設事業場】事業は、官公庁並びに民間企業の各施設・事業場からの排水・排ガス、騒音・振動、悪臭などの測定・分析を行う業務です。当連結会計年度の受注高は５億３３百万円（前期比７４百万円増）、売上高４億７０百万円（同６百万円減）、受注残高１億５８百万円（同６３百万円増）になりました。

【環境監視】事業は、主として官公庁委託による公共用水域・大気環境の濃度計量証明業務を行う業務です。当連結会計年度の受注高は２億２３百万円（前期比０百万円減）、売上高２億１９百万円（同６百万円減）、受注残高１億２５百万円（同４百万円増）になりました。

【出向・派遣】当連結会計年度の受注高は１６百万円（前期比３４百万円減）、売上高１６百万円（同３４百万円減）になりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、分析・測定機器の経常的な設備投資を行い、設備投資額は２億５４百万円（前期は１億６２百万円）となりました。なお、投資額にはリース資産５３百万円（同２４百万円）を含めております。

③ 資金調達の状況

資金効率及び金融費用の削減を目的として取引金融機関３行と総額１５億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末においての当該契約に基づく借入実行残高は８億５０百万円であります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、計量法に基づく環境計量証明業を基盤とした事業を展開しておりますが、環境の計量の方法は日本産業規格（JIS）で定められており、差別化要因が少ないことから価格面のみの競争が依然として続いております。

当社グループを取り巻く経営環境は、社会活動の正常化が進行し回復に向かう一方で、原材料価格の高騰や急激な為替変動による景気の下振れリスクが懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

こうした中、当社グループは「我々に関わる全てに感謝し、事業活動を通じて期待や要請に応え、社会的責任を果たしていく」という企業理念のもと、2027年6月期を最終目標年度とする第2次中期経営計画に掲げた以下5点の重点施策を確実に実行していくことで、持続的な事業の成長と更なる企業価値の向上を実現してまいります。

① 人的資本価値向上

当社の志“あやなろう”の精神のもと、人財育成・活用・交流・健康経営等の推進により、無形の価値を最大化させることで企業価値向上を目指してまいります。

② 新規事業の推進とDX戦略

外部連携やDX戦略を積極的に進め、大規模市場のうち「まちづくり事業」や「海外事業」等、未開拓領域への参入や新規事業へのチャレンジ等、当社グループの強みを発揮できる分野を中心に、事業領域の拡大に積極的に取り組んでまいります。

③ 成長分野の拡大

成長分野である、政策コンサル・受託試験・工事・アスベスト・アセスメント・農業に加え「省エネ」を注力する分野に位置づけ、人的資本効率の向上による収益性の向上や、既存の技術にとらわれることなく業務の幅を拡大する等、成長戦略を図ってまいります。

④ 基盤分野の最適化

人財の応用技術へのシフトや市場と業界内の動向に応じた商品の選択と集中を進めるとともに、環境コンシェルジュとして、お客様の課題解決に取り組むことで他社との差別化を図ってまいります。

⑤ 社会貢献

社会の持続可能な発展なくして、企業の存続は図れないという考えのもと、スポンサー活動や地域社会を盛り上げ、共に発展できるよう取り組んでまいります。

※志“あやなろう”は当社グループが役員、従業員の在り方について、以下の5つの標語から定めた言葉となります。

- ・良い言霊で響きあおう
- ・世の中の素晴らしい人たちにたくさんあおう
- ・仲間を優しく、思いやろう
- ・雰囲気を作る人になろう
- ・今を大切に出来る人になろう

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

科 目	第 53 期 (2021.7.1 ～2022.6.30)	第 54 期 (2022.7.1 ～2023.6.30)	第 55 期 (2023.7.1 ～2024.6.30)	第56期(当連結会計年度) (2024.7.1 ～2025.6.30)
売上高 (百万円)	4,748	5,343	5,594	6,099
経常利益 (百万円)	113	50	326	94
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	222	△41	218	7
1株当たり当期純利益 (円)	47.34	△8.81	46.26	1.66
総資産 (百万円)	5,734	5,243	5,602	5,421
純資産 (百万円)	2,286	2,234	2,432	2,447
1株当たり純資産 (円)	465.86	451.81	493.39	482.87
自己資本比率 (%)	38.4	40.7	41.6	42.7

(注1) △は損失を表しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(注3) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

科 目	第 53 期 (2021.7.1 ～2022.6.30)	第 54 期 (2022.7.1 ～2023.6.30)	第 55 期 (2023.7.1 ～2024.6.30)	第56期(当事業年度) (2024.7.1 ～2025.6.30)
売 上 高 (百万円)	4,375	4,139	4,513	4,264
経 常 利 益 (百万円)	122	60	291	△14
当 期 純 利 益 (百万円)	234	6	174	△21
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	49.72	1.34	36.98	△4.59
総 資 産 (百万円)	4,966	4,753	4,917	4,889
純 資 産 (百万円)	2,204	2,186	2,339	2,290
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	461.01	457.19	489.45	472.71
自 己 資 本 比 率 (%)	43.8	45.4	47.0	46.3

(注1) △は損失を表しております。

(注2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(注3) 1株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(4) 重要な子会社の状況（2025年6月30日現在）

会社名	資本金	議 決 権 の 比率(%)	主要な事業内容
株式会社土壌環境リサーチーズ	30,000千円	51	環境計量証明業
KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.	140億ベトナムドン	51	環境分析
株式会社サンエイテクノクス	20,000千円	60	設備工事業及び省エネ・コスト削減事業

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

当社グループは、環境計量証明業を基盤とした事業を展開しています。

環境計量証明業は、環境関連諸法規にて定められている基準への適合状況を確認するための測定・分析を行い、計量法に基づく計量証明書を成果品としてお客様に納品する事業です。当社は、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭などあらゆる環境媒体に対応するとともに、一般分析項目から極微量化学物質まであらゆる環境調査に対応できます。この環境調査分野は、公共用水域や一般環境の大気汚染などを調査する環境監視業務、工場稼働に伴う排水や排ガスなどを調査する施設・事業場業務、廃棄物処理に係る様々な環境影響を調査する廃棄物業務、土地取引等の際に土壌汚染の有無を調査する土壌・地下水業務で構成されます。

環境計量証明業を基盤とし、得られたデータを解析し活用する事業も展開しています。大規模事業に係る将来の環境影響を予測・評価する環境アセスメントを行う環境コンサルタント業務、培った分析技術をもとに受託試験やアスベスト測定等を行う応用測定業務、原発事故に起因する放射能を測定する放射能業務などを行っています。

さらに、上記各分野に係る環境対策工事や設備工事、省エネコンサル、資材の販売、環境政策に係る委員会業務など、測定・分析に留まらず、周辺領域の業務についても展開しています。

(6) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

①当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 八 王 子 市	八 王 子 オ フ ィ ス	東 京 都 八 王 子 市
営 業 本 部	東 京 都 千 代 田 区	ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 部	東 京 都 八 王 子 市
技 術 セ ン タ ー	東 京 都 八 王 子 市	に お い ・ か お り L A B	東 京 都 日 野 市
北 関 東 技 術 セ ン タ ー	さ い た ま 市 中 央 区	東 関 東 支 店	千 葉 市 緑 区
ふ く し ま 浜 通 リ イ ノ ベ ー シ ョ ン セ ン タ ー	福 島 県 双 葉 郡	福 島 事 業 所	福 島 県 双 葉 郡
筑 西 試 験 農 場	茨 城 県 筑 西 市	名 古 屋 営 業 所	名 古 屋 市 中 区
農 業 環 境 ラ ボ	茨 城 県 猿 島 郡	ハ ノ イ 駐 在 員 事 務 所	ベ ト ナ ム 国 ハ ノ イ 市

②子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 土 壌 環 境 リ サ ー チ ャ ー ズ	千 葉 市 緑 区
KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.	ベ ト ナ ム 国 フ ン イ エ ン 省
株 式 会 社 サ ン エ イ テ ク ニ ク ス	名 古 屋 市 千 種 区

(7) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

①企業集団の従業員数

従 業 員 数
288 (79) 名

②当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
257 (66) 名	13名減 (5名増)	41.5歳	15.2年

(注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、()内は顧問4名及び臨時従業員数（当事業年度における平均雇用人数を1人1日8時間で換算した期中の平均人員）の合計を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	789百万円
多 摩 信 用 金 庫	432百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	125百万円

(注) 株式会社みずほ銀行、多摩信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする3行によるシンジケートローン残高8億50百万円が含まれております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 4,789,041株（自己株式452株を含む）
(3) 株主数 3,814名
(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
水落憲吾	575,060株	12.0%
株式会社フィールド・パートナーズ	470,000株	9.8%
従業員持株会	330,221株	6.9%
水落阿岐子	182,700株	3.8%
株式会社みずほ銀行	130,000株	2.7%
明治安田生命保険相互会社	100,000株	2.1%
多摩信用金庫	90,000株	1.9%
楽天証券株式会社	81,400株	1.7%
清水重雄	73,553株	1.5%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	56,200株	1.2%

（注）持株比率は自己株式（452株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式、業績連動型株式を発行しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	66,736 株	6 名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	－ 株	－ 名
監査等委員である取締役	－ 株	－ 名

（注）上記の株式数は譲渡制限付株式、業績連動型株式として交付された株式数であります。

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2016年9月27日
新株予約権の数（個）		300
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式数（株）		30,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）		1株あたり 1
新株予約権の行使期間		自 2019年10月13日 至 2026年10月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額（円）		発行価格 402 資本組入額 201
新株予約権の行使の条件		(注) 2～9
役員の保有状況	取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く) (注)10	新株予約権の数 300個
		目的となる株式数 30,000株
		保有者数 4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与していません。
2. 新株予約権者が、新株予約権の割当日から権利行使期間の開始時点或いは下記3に定める業績条件を達成した時点のいずれか遅い時点まで（以下「権利行使開始確定時点」という。）、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していることとする。なお、定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、権利行使開始確定時点以前に当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は行使することができない。
3. 新株予約権者は、新株予約権の割当日から権利行使期間の最終日までの期間に終了する各事業年度のうち、いずれか連続する2事業年度における当社の経常利益の合計額が5億円以上となった場合、該当する連続する2事業年度のうち最終の事業年度にかかる有価証券報告書提出日の翌日以降、新株予約権を行使することができる（以下、この行使条件を「業績条件」という。）ものとする。なお、業績条件における経常利益は、当社の各事業年度にかかる有価証券報告書に記載された損益計算書における経常利益をいうものとし、当社が連結財務諸表を作成している場合には、連結損益計算書に記載された経常利益をいうものとする。
4. 新株予約権者が、権利行使時点で当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職若しくは懲戒解職の決定又はこれらに準ずる事由がないこととする。

5. 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。この場合、相続人はその全員が共同して、相続開始後速やかに新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）及びその代表者（以下「承継者代表者」という。）を、当社所定の書面により届け出るものとし、権利承継者が新株予約権を行行使しようとするときは、承継者代表者が権利承継者を代表して、除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等当社所定の書類を添付の上、行行使しなければならない。
6. 新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）の全てを一括して行行使しなければならない、その一部のみを行行使することはできない。
7. 新株予約権の行行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の権利行行使をすることができない。
8. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行行使することができない。
9. その他の新株予約権の行行使の条件は、当社取締役会決議により定めるものとする。
10. 上記のうち、取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）2名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	水 落 憲 吾	
代表取締役専務	清 水 重 雄	役員室長 株式会社サンエイテクノクス 代表取締役会長
取 締 役	浜 島 直 人	管理管掌 株式会社土壤環境リサーチアーズ 監査役 KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD. 会長
取 締 役	堀 宏一郎	営業管掌
取締役（監査等委員）	渡 辺 真一郎	アドバンストアイ株式会社 取締役会長
取締役（監査等委員）	中 嶋 教 夫	
取締役（監査等委員）	安 藤 謙一郎	

- (注) 1. 取締役渡辺真一郎氏、取締役中嶋教夫氏及び取締役安藤謙一郎氏は、社外取締役であります。なお、各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査等委員中嶋教夫氏は、明星大学経営学部経営学科教授を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、2023年9月26日開催の第54期定時株主総会において八百屋伴声氏を補欠の監査等委員である取締役に選任しております。

なお、同氏は社外取締役の要件を満たしており、補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、定款の定めにより、2年後の定時株主総会開始の時までとしております。

5. 2024年9月25日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもって、取締役執行役員の斉藤徹氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は執行役員制を導入しており、2025年7月1日現在では、寺尾洋太氏、二瓶昭一氏、関澤卓氏、藤澤寛生氏、阿部大氏、村口貴紀氏、山下浩二氏が就任しております。
7. 浜島直人氏の戸籍上の氏名は濱島直人であります。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は社外から有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役又は使用人である者を除く）の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定め、各監査等委員との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則等に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

(4)役員報酬等に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会にて、「役員報酬に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

ア. 役員報酬の基本方針

役員報酬は、業績ならびに中長期にわたる企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能するものとし、当社の価値観を体現できる優秀な人財を確保・維持することに貢献するものとし、

報酬決定にあたっては、決定プロセスの透明性、公正性を確保することとします。監査等委員でない取締役の報酬については取締役会において社外取締役を含めた取締役全員による協議により決定するものとし、監査等委員である取締役については、監査等委員会にて決定します。

本基本方針は、当社の今後の発展や社会的な構造変化を踏まえ、継続して検討を重ね、適宜更新することとします。

イ. 報酬水準

取締役の報酬水準は、経営環境の変化や外部調査データなどを踏まえて、適宜・適切に見直すものとしします。

ウ. 報酬構成

報酬構成は以下のとおりとします。ただし、現段階で実施もしくは検討している制度であり、すべてを実施するものではありません。

	短 期 イ ン セ ン テ ィ ブ	長 期 イ ン セ ン テ ィ ブ
固定報酬	役職位に応じた金銭報酬	—
業績連動報酬	業績連動型株式報酬 (PS) ストックオプション	譲渡制限付株式報酬 (RS)

短期インセンティブである固定報酬は、取締役の職責に応じた月例の固定金銭報酬とし、予め取締役全員で議論し決定した内規をもとに、経営環境や社会情勢の変化を踏まえ、監査等委員である取締役を含めた取締役全員の議論により決定します。

業績連動報酬は、業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア。以下「PS」という。）と譲渡制限付株式報酬（以下「RS」という。）を組み合わせます。

RSは中期経営計画の期間と連動して設定するものとしします。当該期間の役職位により報酬水準を決定し、当該期間の在籍要件を満たした上で退任時に譲渡制限を解除します。

PSについては、中期経営計画にて目標とする業績指標を設定し、その達成度合いに応じ（上限200％）決定するものとしします。業績指標には、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで最も適切な指標の一つであり、より高い連結経常利益水準の達成をめざすことで、持続的成長と企業価値向上を図るために業績指標として連結経常利益を選定します。当事業年度における業績連動報酬に係る業績の実績については、連結経常利益94百万円となりました。

制度スタート時の基準株価をもとに、100％目標達成時のPSによる株式報酬とRSによる株式報酬が同水準となるように制度設計を行います。100％目標達成時のPSによる株式報酬とRSによる株式報酬の合計が現金報酬の15％程度となるよう設定します。

ストックオプションについては、既付与済みのもの（連続する2事業年度の連結経常利益が5億円以上となった場合に行使可能）のみとしします。

常勤の監査等委員である取締役については、経営に対する独立性を重視し、固定報酬のみ（監査等委員である取締役就任前に付与したストックオプションは除く）とします。非常勤の社外取締役については、経営に対する独立性を重視し、固定報酬の金銭報酬のみとします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第52期定時株主総会において、年額1億35百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）です。また当該報酬とは別枠で、同定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬として年額25百万円以内（社外取締役は対象外）、事後交付による株式報酬の金銭報酬として40百万円以内（社外取締役は対象外）と決議しております。

監査等委員である取締役の額は、2015年9月29日開催の第46期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等 (株式報酬)	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	103	89	14	-	5
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役（監査等委員）	19	19	-	-	3
（うち社外取締役）	(19)	(19)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1.取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等（株式報酬）の欄には、当事業年度に係る費用計上額を記載しております。
3.使用人兼務取締役（1名）に支払った使用人分給与は0百万円です。

(5)社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役（監査等委員）渡辺真一郎氏は、アドバンストアイ株式会社の取締役会長であります。なお、当社はアドバンストアイ株式会社と経営顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査等委員会への出席状況等

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	渡 辺 真一郎	当事業年度開催の取締役会16回全て、監査等委員会14回全てに出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに監査を行うとともに、金融やマーケティングの見地から提言、助言等を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	中 嶋 教 夫	当事業年度開催の取締役会16回全て、監査等委員会14回のうち13回出席いたしました。 会計学の専門家としての専門的見地から監査を行うとともに、主に財務、会計面に関する提言、助言等を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	安 藤 謙一郎	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回、監査等委員会14回のうち13回出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに監査を行うとともに、地域への貢献や経営コンサルタントの見地から提言、助言等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるKANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同条の規定に従い、監査等委員である取締役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行う。
2. 取締役は、社会の常識・倫理意識からの乖離を戒めるとともに反社会的勢力との関わりへの拒絶を宣言した「企業行動指針」に基づき、適法・適正に事業活動を行う。
3. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会に報告する。
4. 取締役会は、取締役会規程に基づいて、執行役員及び部門長から報告を受けるとともに付議事項を決定する。
5. 取締役は、会社の財産及び事業の継続に損害を与える危険性を未然防止するための体制を構築する。
6. 代表取締役社長は、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行う。
7. 取締役は、職務執行の一部を執行役員に委嘱し経営意思決定と職務執行を迅速に行う。
8. 取締役は、職務執行の状況を監査計画に基づき監査等委員の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、情報開示委員会を設置し、株主・投資家等ステークホルダーに重要な情報開示を適時適正に行う。

2. 取締役及び執行役員は、社内規程に基づき職務執行に係る情報を収集・保管し、取締役・監査等委員会が随時閲覧できるよう整備する。
3. 取締役会は、グループ会社に業績・財務状況を定期的に報告することを義務付ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役及び執行役員は、事業に係る多様なリスク（施設管理が起因となり周辺環境に及ぼす影響・従業員の労務健康状況・成果品の品質等を含む人的要因による損害、自然要因による損害）を想定して未然防止にあたる。
2. 取締役及び執行役員は、自然災害による事業活動への影響に備え、点検と対策を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、経営意思の決定と執行の迅速化を実現するため執行役員制を採用する。また取締役から役付執行役員を任命し、経営意思決定と執行を更に迅速化する。
2. 取締役及び執行役員は、定期的な会議体を置き情報交換を行い、他の取締役及び執行役員が職掌する職務の執行状況を把握する。
3. 取締役及び執行役員は、職務分掌と職務権限を定める社内規程に基づき忠実にその職務を執行する。
4. 取締役会は、グループ経営目標と予算を作成する。取締役及び執行役員はその達成に向けて職務を執行し、取締役会はその進捗管理を行う。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 執行役員及び従業員（使用人）は、業務執行に際して「企業行動指針」に基づき行動し、取締役はその監督を行う。
2. 取締役は、情報セキュリティポリシーに基づき社内体制を構築し、個人情報の保護その他重要情報の管理に取り組む。
3. 取締役及び執行役員は、入札に際して不公正取引が生じない仕組みを作るとともに、業務執行にあたる従業員の教育を行う。
4. 内部監査室は、代表取締役社長の命を受けて業務執行に関する監査と、成果品の品質並びに環境保全活動の監査を実施する。
5. 内部監査室は、内部監査の実施結果を被監査部門に通知するとともに代表取締役社長及び監査等委員会に適宜報告を行う。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営上の重要事項等に関しては、社内規程に基づき、当社への報告が行われる体制を整備する。
2. 内部統制システム、危機管理体制の範囲には子会社も含め、当社グループ全体の業務の適正化を図る。
3. 子会社についても当社経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保するとともに、必要な助言、指導を行い、コンプライアンスを徹底する。

(7) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の使用人に関する事項

代表取締役社長は、監査等委員会がその職務を補助する要員を置くことを求めたときは、監査等委員会と協議し合理的な範囲で配置する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 代表取締役社長は、監査等委員会の職務を補助する要員の任命・異動等の人事権に係わる事項を決定するときには、監査等委員会と意見交換を行う。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

(9) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

1. 監査等委員会は、取締役会のほか重要な会議に出席して取締役から職務執行の状況を聴取し、また関係書類を閲覧する。
2. 取締役・執行役員・従業員・子会社役員・子会社従業員は、監査等委員会が求めるときは業務執行状況の報告を行う。
3. 取締役・子会社役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。

(10) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項に従い監査等委員会へ報告を行った取締役・執行役員・従業員・子会社役員・子会社従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が会社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用の償還、負担した費用の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、意見交換を行う。
2. 監査等委員会は、内部監査室と連携を保つとともに、必要があるときは内部監査室に業務執行状況の報告を求める。
3. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換及び情報交換を行う。
4. 監査等委員会は、子会社の監査役・会計監査人との連携体制を構築する。
5. 取締役は、監査等委員である取締役選任議案を株主総会に付議するときはあらかじめ監査等委員会と協議を行う。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長は、全社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを実施しております。

(2) リスク管理体制

各執行部門は、施設管理等を起因とする環境リスクや従業員の健康リスクを未然に防止することを重点においた自主点検を推進し、内部監査室を通して定期的に取り締役会に報告を実施しております。執行役員会は、取締役・執行役員・内部監査室らにより構成し、各執行部門におけるリスク管理活動の把握及び管理を行っております。

(3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業所における内部統制の状況及びその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査等委員会が実施した業務監査の内容は、年1回以上代表取締役社長に意見を述べるほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。なお、2015年6月より監査等委員会事務局を設けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図り、株主各位に対して適正な利益還元を行うことを利益配分に関する基本方針としております。各事業年度における株主各位への配当は、業績の進展状況に応じて配当政策を決定し、株主各位のご期待に沿うよう努める考えです。当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。ただし、当面は、原則として期末配当の決定を株主総会に諮ることとしております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして1株あたり8円配当を予定しております。

(注) 事業報告に記載の金額については表示単位未満を切り捨てており、1株当たり当期純利益及び純資産並びに比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,879,473	流 動 負 債	2,154,676
現 金 及 び 預 金	828,182	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	104,339
受取手形、売掛金及び契約資産	444,767	短 期 借 入 金	880,000
商 品	490	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	36,000
仕 掛 品	483,817	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	542,160
貯 蔵 品	7,948	リ ー ス 債 務	23,222
前 払 費 用	68,475	未 払 金	165,545
そ の 他	64,331	未 払 費 用	197,246
貸 倒 引 当 金	△18,539	未 払 法 人 税 等	19,763
固 定 資 産	3,541,585	契 約 負 債	107,464
有 形 固 定 資 産	2,722,357	賞 与 引 当 金	6,853
建 物 及 び 構 築 物	1,091,786	受 注 損 失 引 当 金	10,571
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	297,685	そ の 他	61,509
土 地	1,202,109	固 定 負 債	818,464
リ ー ス 資 産	60,839	社 債	36,000
そ の 他	69,936	長 期 借 入 金	186,989
無 形 固 定 資 産	189,746	リ ー ス 債 務	45,345
の れ ん	130,250	退 職 給 付 に 係 る 負 債	516,104
ソ フ ト ウ エ ア	53,552	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,082
そ の 他	5,943	資 産 除 去 債 務	14,435
投 資 そ の 他 の 資 産	629,481	そ の 他	15,506
投 資 有 価 証 券	78,612	負 債 合 計	2,973,140
関 係 会 社 出 資 金	14,418	純 資 産 の 部	
長 期 貸 付 金	34,649	株 主 資 本	2,306,229
差 入 保 証 金	69,281	資 本 金	885,390
繰 延 税 金 資 産	264,091	資 本 剰 余 金	834,305
そ の 他	205,575	利 益 剰 余 金	586,692
貸 倒 引 当 金	△37,147	自 己 株 式	△159
資 産 合 計	5,421,059	その他の包括利益累計額	6,044
		その他有価証券評価差額金	3,613
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,431
		新 株 予 約 権	26,934
		非 支 配 株 主 持 分	108,710
		純 資 産 合 計	2,447,918
		負 債 純 資 産 合 計	5,421,059

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売上高		6,099,354
II 売上原価		4,762,461
売上総利益		1,336,893
III 販売費及び一般管理費		1,227,344
営業利益		109,548
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	6,886	
受取賃貸料	2,000	
受取手数料	688	
補助金収入	2,600	
保険解約戻金	1,569	
その他の営業外収益	4,793	18,539
V 営業外費用		
支払利息	20,985	
持分法による投資損失	591	
支払手数料	1,572	
為替差損	5,467	
その他の営業外費用	4,972	33,590
経常利益		94,498
VI 特別利益		
固定資産売却益	7,342	
新株予約権戻入益	1,206	8,548
VII 特別損失		
固定資産売却損	5	5
税金等調整前当期純利益		103,041
法人税、住民税及び事業税	26,002	
法人税等調整額	35,255	61,258
当期純利益		41,782
非支配株主に帰属する当期純利益		33,879
親会社株主に帰属する当期純利益		7,902

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	870,441	819,356	635,451	△159	2,325,090
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△56,662		△56,662
新 株 の 発 行	14,948	14,948			29,897
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			7,902		7,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	14,948	14,948	△48,759	－	△18,861
当 期 末 残 高	885,390	834,305	586,692	△159	2,306,229

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計			
当 期 首 残 高	2,425	2,201	4,626	28,140	74,647	2,432,504
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△56,662
新 株 の 発 行						29,897
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						7,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,187	230	1,417	△1,206	34,063	34,275
当 期 変 動 額 合 計	1,187	230	1,417	△1,206	34,063	15,413
当 期 末 残 高	3,613	2,431	6,044	26,934	108,710	2,447,918

連結キャッシュ・フロー計算書（参考）

（2024年7月1日から）
（2025年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	103,041
減価償却費	229,427
のれん償却額	26,050
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△428
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△78,145
受注損失引当金の増減額（△は減少）	8,031
受取利息及び配当金	△6,886
支払利息	20,985
支払手数料	1,572
為替差損益（△は益）	5,467
固定資産売却損益（△は益）	△7,337
補助金収入	△2,600
新株予約権戻入益	△1,206
売上債権の増減額（△は増加）	314,437
棚卸資産の増減額（△は増加）	52,745
仕入債務の増減額（△は減少）	△171,865
契約負債の増減額（△は減少）	23,320
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△9,739
その他の負債の増減額（△は減少）	△124,323
持分法による投資損益（△は益）	591
その他	△14,878
小計	368,259
利息及び配当金の受取額	6,886
利息の支払額	△20,202
補助金の受取額	2,600
法人税等の支払額	△169,838
その他	1,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	189,275

科 目	金 額
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	11,162
有形固定資産の取得による支出	△148,070
無形固定資産の取得による支出	△34,474
投資有価証券の取得による支出	△1,837
その他	△15,835
投資活動によるキャッシュ・フロー	△189,056
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	380,000
長期借入による収入	30,000
長期借入金の返済による支出	△136,519
リース債務の返済による支出	△24,148
配当金の支払額	△56,701
社債の償還による支出	△36,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	156,630
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,217
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	152,631
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	675,550
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	828,182

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 3社
- ②主要な連結子会社の名称
株式会社土壌環境リサーチャーズ
KANKYO ENVIRONMENT SOLUTIONS CO.,LTD.
株式会社サンエイテクノクス
- ③主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

- ①持分法を適用した非連結子会社の数 該当ありません。
- ②持分法を適用した関連会社の数 1社
主要な会社等の名称 嘉興同曄環境科技有限公司

なお浙江同曄環境科技有限公司は2025年6月24日付で嘉興同曄環境科技有限公司に社名変更しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要あると認められる事項

嘉興同曄環境科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
のもの

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・商品

総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

当社及び国内子会社は、最終仕入原価法による原価法。（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）在外連結子会社は移動平均法による低価法。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械装置	5～14年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間定額法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約の見積原価が受注金額を超えることにより、将来発生が見込まれる損失に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2009年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止していることから、当連結会計年度における繰入額はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び子会社の事業は、環境計量証明事業並びにこれら関連業務を単一のセグメントとしております。これら製品については、単発のデータ提出（計量証明書等）で顧客との履行義務が充足される場合、それらのデータを用いて評価・解析した報告書の納品やコンサルティング等の役務提供の完了報告書を納品することで顧客との履行義務を充足する場合があります。どちらも最終成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、収益の認識については、顧客へのサービス等支配の移転タイミングである納品時点としております。

締結する工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができず、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②のれんの償却方法及び償却期間 のれんは、8年間で均等償却しております。

5. 会計方針の変更にに関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

6. 表示方法の変更にに関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」（前連結会計年度342千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度において区分掲記しております。

7. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）264,091千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は279,130千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち未使用のものに対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積み、算定しております。

②主要な仮定

将来の課税所得は翌期の事業計画で計画した売上予測と原価予測を基に見込んだ税金等調整前当期純利益を、過去の達成状況等を考慮し所定の調整を行い見積りを行っております。

売上予測は受注残高の売上時期、顧客の動向に基づく受注見込みを、原価予測は労務費及び受注状況から予測した外注費等、それらの情報を総合的に勘案し予測を行っております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の売上時期、受注見込み及び発生する原価の予測は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合に、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正による法定実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 130,250千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている、のれんは連結子会社である株式会社サンエイテクノスを取得した際に発生したものであり、事業計画を基礎として支配獲得日における株式の公正価値に基づき算定されております。

のれんの償却期間は、当該事業計画に基づく投下資本の回収期間を算定し均等償却しております。毎期、事業環境の変化や業績の悪化などに基づいて減損の兆候の判定を行い、減損の兆候があると認められる場合、のれんが帰属する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより減損損失の認識の要否を検討しております。なお、減損損失の兆候には、営業活動から生じる損益が継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離が含まれます。

当連結会計年度における株式会社サンエイテクノクスにおいて、事業計画との乖離が生じたことから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。検討の結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の計上は不要と判断しております。

②主要な仮定

株式会社サンエイテクノクスの割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、見直し後の事業計画で計画した売上予測と原価予測を基に見積りを行っております。

売上予測は受注残高の売上時期及び翌期以降の受注状況を、原価予測は労務費及び受注状況から予測した外注費等、それらの情報を総合的に勘案し作成しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である受注残高の売上時期、翌期以降の受注状況及び発生する原価の予測は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、のれんの減損損失の計上が必要となる場合があります。

8. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	977,339千円
土地	1,107,645
計	2,084,985千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	850,000千円
1年内返済予定の長期借入金	497,100
計	1,347,100千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,268,732千円

(3) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	21,918千円
売掛金	406,031
契約資産	16,817
計	444,767千円

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	4,722千株	66千株	一千株	4,789千株

(注)発行済株式の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行45千株及び業績連動型株式報酬としての新株発行20千株によるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	一千株	一千株	0千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当	基準日	効力発生日
2024年9月25日 定時株主総会	普通株式	56,662千円	12.00円	2024年6月30日	2024年9月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当	基準日	効力発生日
2025年9月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,308千円	8.00円	2025年6月30日	2025年9月25日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 67千株

10. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によることを方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、当社の社内規定に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況の把握を定期的に行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金として、長期借入金は設備投資及び営業取引に係る資金として調達しております。借入金の金利の大半が市場金利連動となっており急激な金利上昇局面では金利コストを上昇させ収益を大きく損なうおそれがあります。なお、シンジケートローン契約に基づく借入金には、財務制限条項が付されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注1)を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	10,000	9,866	△133
②その他有価証券	16,239	16,239	—
資産計	26,239	26,106	△133
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	(72,000)	(72,000)	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(729,149)	(728,544)	△604
負債計	(801,149)	(800,544)	△604

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	52,372

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	16,239	—	—	16,239
資産計	16,239	—	—	16,239

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 地方債	—	9,866	—	9,866
資産計	—	9,866	—	9,866
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	72,000	—	72,000
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	728,544	—	728,544
負債計	—	800,544	—	800,544

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。当該上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

11. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

一時点で移転される財及びサービス	4,735,355
一定の期間にわたり移転する財及びサービス	1,363,999
顧客との契約から生じる収益	6,099,354
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,099,354

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4.会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	659,427	427,950
契約資産	100,356	16,817
契約負債	84,167	107,464

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する工事契約において、各報告期間の期末日時点で進捗度に基づき認識した収益にかかる未請求債権であります。

契約資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は302,591千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年以内に収益を認識することを見込んでおります。

12. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	482円87銭
(2) 1 株当たり当期純利益	1円66銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,431,429	流動負債	1,995,503
現金及び預金	436,061	買掛金	93,541
受取手形	20,840	短期借入金	850,000
売掛金	370,972	1年内償還予定の社債	36,000
商品	490	1年内返済予定の長期借入金	497,100
仕掛品	479,148	リース債務	19,051
貯蔵品	6,287	未払金	140,266
前渡金	163	未払費用	189,015
前払費用	60,658	未払法人税等	5,148
その他の金	58,032	未払事業所税	6,259
貸倒引当金	△1,226	未払消費税等	18,514
固定資産	3,458,404	契約負債	106,856
有形固定資産	2,603,432	預り金	23,178
建物	1,044,171	受注損失引当金	10,571
構築物	23,828	固定負債	603,790
機械及び装置	274,406	社債	36,000
車両運搬具	16,238	リース債務	36,644
工具、器具及び備品	69,462	退職給付引当金	512,627
土地	1,125,690	役員退職慰労引当金	4,082
リース資産	49,634	資産除去債務	14,435
無形固定資産	59,368	負債合計	2,599,293
ソフトウェア	53,425	純資産の部	
その他の金	5,943	株主資本	2,260,251
投資その他の資産	795,602	資本	885,390
投資有価証券	62,938	資本剰余金	834,055
関係会社株	206,000	資本準備金	834,055
関係会社出資金	15,950	利益剰余金	540,964
関係会社長期貸付金	31,440	その他利益剰余金	540,964
破産更生債権等	36,666	繰越利益剰余金	540,964
長期前払費用	17,458	自己株式	△159
差入保証金	58,183	評価・換算差額等	3,355
繰延税金資産	270,330	その他有価証券評価差額金	3,355
その他の金	141,772	新株予約権	26,934
貸倒引当金	△45,136	純資産合計	2,290,540
資産合計	4,889,834	負債純資産合計	4,889,834

損 益 計 算 書

(2024年7月 1 日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I	売上高		4,264,138
II	売上原価		3,278,990
	売上総利益		985,147
III	販売費及び一般管理費		1,058,923
	営業損失		73,775
IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	7,186	
	受取賃貸料	2,000	
	受取手数料	59,410	
	その他の営業外収益	13,960	82,557
V	営業外費用		
	支払利息	16,348	
	その他の営業外費用	6,698	23,047
	経常損失		14,266
VI	特別利益		
	固定資産売却益	6,124	
	新株予約権戻入益	1,206	7,330
	税引前当期純損失		6,935
	法人税、住民税及び事業税	10,506	
	法人税等調整額	4,481	14,988
	当期純損失		21,924

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	870,441	819,106	819,106	619,551	619,551
当期変動額					
剰余金の配当				△56,662	△56,662
新株の発行	14,948	14,948	14,948		
当期純損失 (△)				△21,924	△21,924
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	14,948	14,948	14,948	△78,586	△78,586
当期末残高	885,390	834,055	834,055	540,964	540,964

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△159	2,308,939	2,155	2,155	28,140	2,339,234
当期変動額						
剰余金の配当		△56,662				△56,662
新株の発行		29,897				29,897
当期純損失 (△)		△21,924				△21,924
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			1,200	1,200	△1,206	△5
当期変動額合計	－	△48,688	1,200	1,200	△1,206	△48,694
当期末残高	△159	2,260,251	3,355	3,355	26,934	2,290,540

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

（但し、技術センター、本社、におい・かおりLAB及びGER連携室の建物（賃貸物件の建物附属設備を除く。）については定額法）

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 5～14年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間定額法

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約の見積原価が受注金額を超えることにより、将来発生が見込まれる損失に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2009年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労引当金の新規積立を停止していることから、当事業年度における繰入額はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の事業は、環境計量証明事業並びにこれら関連業務を単一のセグメントとしております。これら製品については、単発のデータ提出（計量証明書等）で顧客との履行義務が充足される場合、それらのデータを用いて評価・解析した報告書の納品やコンサルティング等の役務提供の完了報告書を納品することで顧客との履行義務を充足する場合があります。どちらも最終成果物を納品した時点で履行義務が充足されるため、収益の認識については、顧客へのサービス等支配の移転タイミングである納品時点としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 270,330千円

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は274,720千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「7.会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 206,000千円

当事業年度末の計算書類に計上されている関係会社株式のうち、株式会社サンエイテクノクスに係わるもの190,700千円が含まれております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

関係会社株式のうち、株式会社サンエイテクノクスに係わる株式は市場価格のない株式であり、取得価額には株式会社サンエイテクノクスの超過収益力が反映されているため、取得価額と超過収益力を反映させた実質価額を比較し、関係会社株式の減損処理の要否を判断しています。超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下したときは減損処理が必要となります。超過収益力の毀損が生じているか否かの検討として、取得時の事業計画と当事業年度までの実績数値、及び当事業年度に策定した見直し後の事業計画との比較を実施しています。

②主要な仮定

主要な仮定については、連結注記表「7. 会計上の見積りに関する注記 のれんの評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の主要な仮定は、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化などにより、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、関係会社株式評価損の計上が必要となる場合があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

建物	977,339千円
土地	1,107,645
計	2,084,985千円

② 上記に対応する債務

短期借入金	850,000千円
1年内返済予定の長期借入金	497,100
計	1,347,100千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,199,004千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金債債務

関係会社に対する短期金銭債権	747千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,347千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	8,599千円
営業取引以外の取引による取引高	59,661千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	0千株	一千株	一千株	0千株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	49,001千円
貸倒引当金	14,602
未払事業税	841
未払事業所税	1,916
役員退職慰労引当金	1,286
退職給付引当金	161,458
未払賞与等	43,317
その他	47,028
繰延税金資産小計	319,452
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△44,732
評価性引当額小計	△44,732
繰延税金資産合計	274,720
繰延税金負債	
その他	△4,389
繰延税金負債合計	△4,389
繰延税金資産の純額	270,330

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、4,620千円増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	25,200千円
1 年超	25,200
合計	50,400千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社土壤環境 リサーチャーズ	所有 直接51%	出向契約 業務受託契約 役員の兼任	業務受託 設備賃貸	58,721	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、毎期交渉の上、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	472円71銭
(2) 1 株当たり当期純損失	4円59銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

株式会社 環境管理センター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 市川 典史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社環境管理センターの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社環境管理センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

株式会社 環境管理センター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯田 昌泰

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市川 典史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社環境管理センターの2024年7月1日から2025年6月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月26日

株式会社環境管理センター 監査等委員会

監査等委員 渡 辺 真一郎 ㊞

監査等委員 中 嶋 教 夫 ㊞

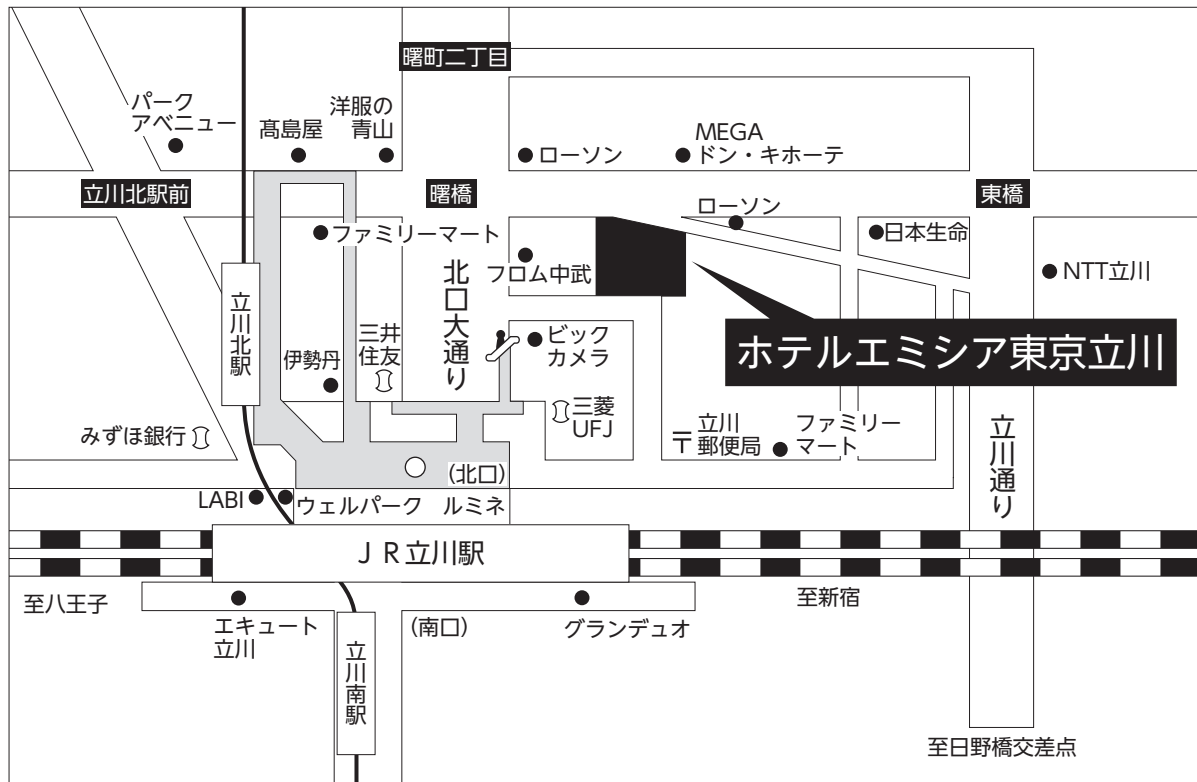
監査等委員 安 藤 謙一郎 ㊞

(注) 監査等委員渡辺真一郎、中嶋教夫及び安藤謙一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 ホテルエミシア東京立川 4階 カルロ
東京都立川市曙町2丁目14番16号
TEL 042-525-1121



交通 ● J R 立川駅北口より徒歩約5分
● 多摩都市モノレール立川北駅より徒歩約6分
(ペデストリアンデッキを通り、ビックカメラ脇の屋外エスカレーターで北口大通りに降りてください。)

(お願い) 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

◎当日、当社では軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。